

議案第 23 号

中野市中野財産区管理委員の選任の同意について

中野市中野財産区管理委員に下記の者を選任したいので、中野市中野財産区管理会
条例（平成 17 年中野市条例第 200 号）第 3 条の規定により同意を求めます。

記

氏 名	住 所	生年月日	略 歴
菅 沼 繁	-----	-----	元 普代区長

令和 8 年 9 月 日 提出

中 野 市 長 湯 本 隆 英

令和 8 年 9 月 日 意

中野市議会議長 塚 田 一 夫

諮問第 1 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により意見を求めます。

記

氏 名	住 所	生年月日	略 歴
永沢 清生	-----	-----	現 人権擁護委員

令和 8 年 9 月 日 提出

中 野 市 長 湯 本 隆 英

議 第 1 号

「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」「義務教育費
国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により、別記意見書を
関係行政庁に提出するものとする。

令和 8 年 9 月 2 5 日 提 出

提案者	中野市議会議員	中	村	秀	人
賛成者	中野市議会議員	松	樹	純	子
〃	〃	笠	原		豊
〃	〃	本	田	将	伸
〃	〃	中	村	明	文
〃	〃	宇	塚	千	晶
〃	〃	阿	部	光	則
〃	〃	高	野	良	之

令和 8 年 9 月 日 決

中野市議会議長 塚 田 一 夫

「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」「義務教育費
国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書（案）

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律が改正され、小学校に続き中学校の学級編制基準は令和10年度までに35人に引き下げられる。しかし、学校現場からは、多様なニーズをもつ子ども一人ひとりに寄り添った指導・支援を行うには35人でも多すぎるとの声が多く寄せられている。長野県では今年度から独自に小学校1年生の「25人規模学級編制」が導入されているが、国の責任により、さらなる少人数学級を推進することが強く求められる。また、複式学級については国基準が県基準を下回っており、学級数に見合った専科教員が配置できない問題もある。

一方、深刻な教員の長時間労働を是正し「なり手」を確保するため、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の改正が行われた。改正法は、今後とるべき措置として教員基礎定数の改善等を掲げているが、教員の持ち時数軽減に不可欠である定数算定の係数の見直しには踏み込んでいない。子どもたちに質の高い教育と豊かな学びを保障する上で、学校に人員を増やし、教員に教材研究や授業準備の時間を保障することは極めて重要である。

これらの課題に応え、地方自治体が正規教職員を計画的に採用・配置できるようにするために、抜本的・長期的な定数改善計画を示すとともに十分な教育予算を確保する必要がある。また、自治体が「業務の3分類」をはじめとした働き方改革を推進するためには、国による財政措置が不可欠である。

義務教育費国庫負担制度は、平成18年に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた。厳しい財政状況の中、独自財源により教職員配置を行っている自治体もあるが、公教育において地域間の格差が生じることは大きな問題である。国の責任で十分な財源保障をし、全国どこでも子どもたちが一定水準の教育を受けられるようにすることが必要である。

よって、中野市議会は、国に対し、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう、下記の措置を講じられるよう強く要請するものである。

記

- 1 全ての子どもに行き届いた教育を実現するため、以下の点を中心に公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正を行うこと。
 - (1) さらなる少人数学級の推進

- (2) 複式学級の編制基準の引き下げ
 - (3) 教員基礎定数算出に用いる係数の改善
 - (4) 少数職種の配置増
- 2 自治体が教職員の実効性のある働き方改革施策を推進するために必要な予算措置を講じること。
- 3 教育の機会均等とその水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元するなど拡充すること。

議 第 2 号

上下水道事業の老朽化対策・耐震化と経営基盤強化に向けた
支援を求める意見書について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により、別記意見書を
関係行政庁に提出するものとする。

令和 8 年 9 月 2 5 日 提 出

提案者	中野市議会議員	中	村	秀	人
賛成者	中野市議会議員	松	樹	純	子
〃	〃	笠	原		豊
〃	〃	本	田	将	伸
〃	〃	中	村	明	文
〃	〃	宇	塚	千	晶
〃	〃	阿	部	光	則
〃	〃	高	野	良	之

令和 8 年 9 月 日 決

中野市議会議長 塚 田 一 夫

上下水道事業の老朽化対策・耐震化と経営基盤強化に向けた 支援を求める意見書（案）

上下水道事業は、地域の生活と産業活動を支える重要なライフラインであり、安全かつ安定的なサービス提供を将来にわたり確保していくことが求められている。

しかし、人口減少に伴う料金収入の減少、物価高騰、エネルギー価格の上昇及び人件費の増加により、経営環境は一層厳しさを増している。本市においても経営の効率化や経費削減に取り組んでいるが、本市の地形的特徴から山間部に小規模な施設が点在し、事業の効率化が図りにくく、自治体の経営改善のみでは対応に限界がある。加えて、老朽施設及び老朽管の更新並びに耐震化には多額の事業費を要し、必要な財源の確保が大きな課題となる一方で、国の補助金の配分が不十分であり、要望する事業が実施できず、計画的な老朽化対策の推進が困難となっている。

さらに、専門的業務を担う技術職員の不足は、更新事業や耐震化の推進に支障を来しており、人材確保が急務である。加えて、ベテラン職員の退職に伴う技術・ノウハウの喪失が懸念される中、技術継承の仕組みの構築が求められている。

また、将来にわたり持続可能な経営基盤を構築するためには、広域化・広域連携の推進が有効な手段であるが、市町村間の調整や方向性の整理には多くの課題があり、容易ではない。このため、広域化・広域連携の取組を円滑に推進するためには、各自治体の実情に応じた柔軟かつ実効的な支援が必要である。

よって、中野市議会は、国に対し、上下水道施設の老朽化対策と耐震化を着実に推進し、住民の安全・安心な暮らしを実現するため、下記事項について特段の措置を講ずるよう強く要請するものである。

記

- 1 上下水道施設の老朽化対策及び耐震化に対する予算を確保すること。
- 2 専門的業務を担う技術職員の確保及び技術継承と人材育成を支援すること。
- 3 広域化・広域連携に向けた取組への支援を充実し、補助対象を拡充すること。

議 第 3 号

医療的ケア児（者）及び重症心身障がい児（者）並びにその
家族への支援強化を求める意見書について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により、別記意見書を
関係行政庁に提出するものとする。

令和 8 年 9 月 2 5 日 提 出

提 案 者	中 野 市 議 会 議 員	中	村	秀	人
賛 成 者	中 野 市 議 会 議 員	松	樹	純	子
〃	〃	笠	原		豊
〃	〃	本	田	将	伸
〃	〃	中	村	明	文
〃	〃	宇	塚	千	晶
〃	〃	阿	部	光	則
〃	〃	高	野	良	之

令和 8 年 9 月 日 決

中野市議会議長 塚 田 一 夫

医療的ケア児（者）及び重症心身障がい児（者）並びにその
家族への支援強化を求める意見書（案）

医療技術の進歩等を背景として、人工呼吸器、痰の吸引、経管栄養等の医療的ケアを日常的に必要とする医療的ケア児（者）は全国で増加している。また、医療的ケア児（者）及び重症心身障がい児（者）が地域で生活するためには、医療、障がい福祉、介護、教育等の関係機関による継続的かつ複合的な支援が必要不可欠である。

第221回特別国会において「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の改正法が成立したが、現状の地域においては、医療的ケア児（者）等が利用可能な放課後等デイサービス事業所や生活介護事業所、医療型短期入所や長期入所を受け入れる医療機関が不足し、介護者の負担が深刻な状況である。とりわけ、18歳を迎えると利用できるサービスや報酬体系、相談支援体制等が大きく変わる、いわゆる「18歳の壁」が依然として深刻な課題となっている。

18歳以降の受け皿となる生活介護事業所や短期入所事業所等では、看護職員等の専門人材の確保に多額の経費を要する一方、現行の報酬では十分な採算を確保できず、事業の開始や継続が困難との指摘がある。一般社団法人全国医療的ケア児者支援協議会の「令和9年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等」でも、放課後等デイサービスと生活介護サービスの報酬格差、短期入所サービスの不足、重度者を受け入れるほど採算を確保しにくい報酬構造等が課題として示されている。

平成30年度に創設された共生型サービスは、介護保険又は障がい福祉の既存事業所が、従来の人員・設備を活用して双方のサービスを提供できる仕組みであり、地域資源が限られる地方において有効な選択肢となり得る。しかし、令和5年3月に発表された厚生労働省による実態調査「今後の共生型サービスの整備方針に関する調査研究事業報告書」では、共生型サービスについて検討や議論を行っていない市区町村が7割から8割、周知・普及の取組を特に行っていない市区町村が8割から9割に上り、人口10万人未満の市区町村で制度の意義や理念への理解が深まっている割合は1割強にとどまっている。また、事業者からは、報酬の低さ、事務負担の重さ、専門人材の不足及び経営上のメリットの乏しさが課題として挙げられている。

よって、中野市議会は、国に対し、医療的ケア児（者）及び重症心身障がい児（者）並びにその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、下記事項を強く要望するものである。

記

- 1 医療的ケア児（者）等を受け入れる事業所や医療機関に対して、看護職員の配置、利用者の重症度、医療的ケアの内容及び個別支援に要する負担を適切に評価し、基本報酬及び各種加算を抜本的に引き上げるとともに、施設・設備整備や人材確保に対する十分な財政支援を行うこと。
- 2 共生型サービスの普及及び医療的ケア児（者）等の受入れを拡大するため、報酬の拡充等を行い、事業者が安定的かつ継続的に運営できる制度とすること。
- 3 医療型短期入所及び長期入所サービスを提供する医療機関等の地域偏在の是正を図る取組を進めること。